



報道関係者 各位

令和5年6月13日  
名取市健康福祉部こども支援課

## 令和4年度第3子以降小学校入学祝金の支給 もれについて

第3子以降の子が新小学1年生になった場合に申請を受けて1人3万円を支給する「第3子以降小学校入学祝金」について、対象者の方からの申出があり、申請案内の送付もれにより支給できていない事案があったことが判明しました。

### 1. 対象者数

市把握分3名分

### 2. 原因

「第3子以降小学校入学祝金」については、市より対象者へ申請案内を送付し申請により支給しており、支給要件となる第3子以降の数え方を、「父母に養育されていること、第1子・第2子の年齢・住所は問わない」としています。

令和4年度の申請案内をする際に児童手当のデータを基に対象者を抽出したため、保護者が養育する児童について18歳以下しかカウントされず、第1子が19歳以上の対象者への申請案内の送付がもれてしまったものです。

### 3. 対象の方への対応

把握できた方へは、文書にてお詫びするとともに、市より申請案内を送付します。申請を受けて支給します。

兄姉が市外在住の場合など市で把握できない場合もあるため、心あたりのある方はお問い合わせください。

### 4. 参考：令和4年度第3子以降小学校入学祝金の支給対象者

以下の要件に該当する児童のいる保護者

①令和4年4月に小学1年生となった

②①の児童は第3子以降の子である

③①の児童と保護者が、基準となる令和4年5月1日に市内に住所を有している

※第3子以降の数え方

・父母に養育されていることが条件です。独立して生計を営んでいるお子さんは数えの対象外です。

・第1子・第2子の年齢・住所は問いません。

#### 【問い合わせ】

名取市健康福祉部こども支援課 西坂（内線190）

TEL：022-384-2111 FAX：022-302-3223

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。